

## 前回審議会からの主な変更点

### 【東西軸】

No	変更箇所	意見・質問		市の考え方(変更内容)
		概要	内容	
1	ガイドライン P2	共創空間の表現	共創空間においては民間の敷地を含んで一緒にまちなみを考えていきましょうというところをご理解頂くことが重要なポイントだと思うので、そのあたりがより分かりやすい表現になると良いと感じる。	「道路空間と沿道空間が一体となって」を「官の道路空間と民の沿道空間が一体となって」に表現を改めた。
2	ガイドライン P2	「対象とする空間」の概念図の表現	道路空間と沿道空間が半分になっているが、市民目線であれば、左右対称でまちなみがあった方がわかりやすいと感じる。	左右対称でまちなみのある表現に改めた。
3			沿道の建物と敷地がどこまでなのかがわかりにくく、緑色と赤色の部分が同じ意味に捉えられてしまう恐れがあるため、建物のシルエット等があると良いと感じる。	建物のシルエットを加えた表現に改めた。
4			共創空間の範囲について、四角く囲うのではなく、歩道と建物のファサードまでが範囲に含まれていることがわかるように円形で示す方が良いと感じる。	範囲を示す枠を円形としつつ、ぼかした表現に改めた。
5			歩車道の境界線等は不要と感じる。	歩車道や空間の境界線をなくし、最も表現したい共創空間の範囲がより明確となる表現に改めた。
6			ガイドライン P7,15	パースにおける沿道建築物高層部の表現
7	ガイドライン P7,15	パース右上の「2040年頃の姿」の表現	「2040年頃の姿」という表現に目がいくので、イメージであることを伝えるのであれば「2040年頃のイメージ」といった表現に見直す方が良いと感じる。	「2040年頃の姿」を「2040年頃のイメージ」に表現を改めた。
8	ガイドライン P17	東西通りの街路樹の表現	街路樹について、「樹容は洗練され、」という難しい表現で示されているので、「樹木の形は」といった平易な表現に変更した方が良いと感じる。	「樹容は」を「樹木の形は」に表現を改めた。
9	ガイドライン P21	ガイドラインの運用の表現	デザイン調整会議が立ち上がる前であっても本ガイドラインを沿道地権者や工事を行う道路部局に共有し、情報発信をしていくことがあるかと思う。そのため、調整会議の前に本ガイドラインの普及とか共有などといった表現が図等の中に示されても良いと感じる。	まずは本ガイドラインの普及を図っていく旨を表現するために、「本ガイドラインを適切に運用していく」を「本ガイドラインの周知を図り、適切に運用していく」に表現を改めた。

### 【屋外広告物】

No	変更箇所	意見・質問		市の考え方(変更内容)
		概要	内容	
10	ガイドライン	「○」と「×」の表現	イラストの「○」と「×」の表現について、「×」が青だと、肯定的な印象が伝わる恐れがあることや42ページでは赤色で「×」が使われていることを踏まえ、色の使い分けをもう一度確認してほしい。	ガイドライン内の「○」は全て青色とし、「×」は全て赤色に改めた。
11	ガイドライン P14	自立看板の構造	自立看板の安全性について、構造上の問題もあるが、事例を踏まえて、広告業界では支柱に突き刺して広告物を掲示することを推奨しているため、ご検討いただきたい。	適切な維持管理について記載しているガイドラインP14の③において、「適切に固定し強風にも耐えることができるようにするなど、安全に留意した上で掲出しましょう」を「適切な固定を行うことや強固な構造とすることで、強風などにも耐えることができる安全に留意した掲出としましょう」に表現を改めた。